（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二　（略） 二の二の二　（略） 二の二の三　（略） 二の三　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。 二の三の二　臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。 二の三の三　臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。 三～八十三　（略） （医事課の所掌事務） 第七百十四条　医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二　（略） 二の二の二　（略） 二の二の三　（略） 二の三　臨床研究法第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。 二の三の二　臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。 二の三の三　臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。 三～十八　（略）	（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二　（略） 二の三　（略） 二の四　（略） （新設） （新設） （新設） 三～八十三　（略） （医事課の所掌事務） 第七百十四条　医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二　（略） 二の三　（略） 二の四　（略） （新設） （新設） （新設） 三～十八　（略）